

ふくおか農林漁業応援団体 実施要領

1 趣旨

本事業は、県内に所在する企業や団体等から広く募集・登録した「ふくおか農林漁業応援団体」（以下「応援団体」という。）が、地産地消や、社会貢献活動の一環としてふくおかの農林水産業を応援する取組を自主的に実施することにより、元気なふくおかの農林水産業づくりを目指すものである。

2 募集対象

原則として、県内に所在する企業及び大学、NPO法人等団体を対象とする。

3 応援団体の登録要件

次の①②を満たすとともに、③～⑤の取組のいずれかを自主的に行うことを要件とする。なお、③については、「ふくおか地産地消応援ファミリー（法人等）」の登録を兼ねるものとする。

- ①職員、構成員に「ふくおか地産地消応援ファミリー」への登録促進活動を行うこと
- ②代表者・役員等が暴力団員等に該当せず、また、密接な関係もないこと
- ③福岡県が発行するメールマガジンを職員・構成員へ転送、掲示するなどして情報提供すること
- ④県産農林水産物の消費拡大につながる活動を実施していること

【具体例】

- ・職員食堂で地産地消の日を設定するなど県産農林農産物を積極的に利用
- ・贈答品に県産農林水産物を積極的に利用
- ・県産農林水産物のPR活動を実施

- ⑤農山漁村地域で共助活動を行っていること

【具体例】

- ・農林業生産・維持活動支援
- ・生活支援、災害時など緊急時の支援
- ・農林漁業体験交流活動等
- ・職員・構成員への「中山間応援サポーター」登録促進活動

4 申請

応援団体の登録を受けようとする者は、登録申込書（様式第1号）に必要事項を記載の上、次の方法により申請を行う。

- (1) 「いただきます！福岡の美味しい幸せ」ホームページ (<https://f-ouen.com>) の入力フォームから申請、あるいは登録申込書をダウンロードしメール、郵便又はFAXで提出する。

5 審査

県は、登録申込書を受理したときは、登録要件に基づき内容を審査する。

6 登録証の交付

県は、登録の要件に適合した場合は、応援団体として登録し、登録証（様式第2号）を交付する。

7 応援団体に対する県の支援

ホームページや県の広報媒体等を活用して、応援団体をPRする。
応援団体の優良活動を表彰する。

8 取組内容の報告

応援団体は、登録要件に定める取組内容について県に報告する。

(1) 報告書の提出期限

3月末日

(2) 報告書の提出方法

報告書（様式第3号）に記入の上、電子メール、郵送又はFAXで食の安全・地産地消課へ提出する。

※報告書は「いただきます！福岡のおいしい幸せ」ホームページ（<https://f-ouen.com>）のホームページからダウンロード

9 表彰

県の農林水産業を応援する優れた取組を行った応援団体を表彰し、公表する。

10 募集期間

随時

11 登録期間

登録の日から3年間とし、その後、登録取消しの申し出が無い限り、1年毎に自動更新する。

12 登録の取消し

3の要件を満たさなくなったとき、法令違反等登録に相応しくない事由が発生したとき、又は応援団体から辞退の申し出があったときは、登録を取り消すものとする。

13 名称の読み替え

「福岡県建設工事競争入札参加者の格付け及び選定要綱」及び「福岡県物品関係競争入札参加者の格付け及び指名等に関する要綱」の適用については、本要領中「ふくおか農林漁業応援団体」とあるのは、「ふくおかの農業応援団体」と読み替えるものとする。

14 補足

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成29年6月30日から実施する。

附 則

この要領は平成31年4月15日から実施する。

附 則

この要領は令和2年1月15日から実施する。

附 則

この要領は令和3年4月26日から実施する。

附 則

この要領は令和4年2月22日から実施する。